

議 第 58 号

平成30年2月23日提出

## 熊本市立幼稚園条例の一部改正について

熊本市立幼稚園条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

## 熊本市立幼稚園条例の一部を改正する条例

熊本市立幼稚園条例（昭和39年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条の表熊本市立向山幼稚園の項中「本山4丁目5番2号」の次に「(通級による指導をする教室にあっては、同区魚屋町1丁目9番地)」を加える。

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## (提出理由)

熊本五福幼稚園の民営化に伴い、同園のことばの教室を向山幼稚園の所管とするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。